# 入札説明書類

件名:産業廃棄物収集運搬及び処分業務一式(単価契約)

# 令和5年1月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

1	入札記	兑明	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	部
2	仕様	善・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	部
3	契約 ① ~©	•	•		・あっ	・ って	・ は、	• 内	• ]容	・ を	• 热知	・ ]す	・ るこ	・ こと	•	•	•	•	•	1	部
4	質疑	<b>小</b>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	部
5	ご担当 ④~⑤	: 期		令和	∜15	年														ر د	部 と。
6	競争	参加	]資	格	確	認	関	係	書	類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	部
7	誓約書	<b>小</b>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	種
8	)保険# ⑥~®						-				・ ごに		• 出词				•	•	•	1	部
9	入札 ⑨:1																	•	•	1	部
10	入札書	小	記	載	要	領	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	部
(1)	)入札刮 ⑪:応				· 合、	•	• 令和	• 5年	• ‡2	• 月	• 9日	・	・でに	• 2提	• 出	・ する	・ るこ	・ こと	•	1	部
12	委任制	犬・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	部
(13)	)年間 <u>3</u> ⑫~⑬	): 内	-	を熟									• 開机	• .会	• 場⁄	・ へ持	· 诗参	・する	33		部。
								•			,			•			_			_	-

# 入札説明書

「産業廃棄物収集運搬及び処分業務 一式(単価契約)」にかかわる入札公告(令和5年1月23日付)に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程(17規程第7号)(以下「会計規程」という。)及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領(17要領第8号)(以下「契約事務取扱要領」という。)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

### 2 委託業務内容

- (1)契約件名 産業廃棄物収集運搬及び処分業務 一式(単価契約)
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契 約 期 間 自:令和5年4月1日 至:令和6年3月31日
- (4)納入場所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- (5)入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(6)入札保証金及び契約保証金 全額免除

### 3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争入札参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」のB~Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7)公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12 月25日閣議決定)の内容について問題がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、

納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

- (10)「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適切 な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
  - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年 金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未 到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあ っては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものにつ いては納付期限が到来しているものに限る。)こと。
- (12) 大阪府知事が発行する有効な産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分許可証又は 同等の 許可を有していること。

### 4 提出書類等

(1)質疑書・ご担当者連絡先

令和5年1月31日(火)17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課契約第一係 nyusatsu1@ni bi ohn. go. j p

(2)競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和5年2月7日(火)17時00分までに下記5(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (※)とは下記の書類である。
  - ①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
  - ②会社概要
  - ③公益法人については、3(7)を証明する書類
  - ④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)
  - ⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)
  - ⑥大阪府知事が発行する有効な産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分許可証又 は同等の許可証
  - ⑦仕様書の5の(2)及び(3)記載の資格を証明する書類の写し

### (3)入札書

提出期限は令和5年2月9日(木)17時00分 (郵送の場合も同様) 詳細は下記5を参照。

(4)入札辞退届

応札しない場合、開札前日(令和5年2月9日)までに提出すること。

(5)委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日(令和5年2月10日)に開札会場へ持参すること。

### 5 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

 $\mp 567 - 0085$ 

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課契約第一係

電話: 072-641-9824

### (2)入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和5年2月10日開札 産業廃棄物収集運搬及び処分業務 一式(単価契約) 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和5年2月 10日開札 産業廃棄物収集運搬及び処分業務 一式(単価契約) 入札書在中」の旨 記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の(1) 宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電 話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。
- (3)入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合
- (4)入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

- (5)代理人による入札
  - ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人である ことの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代 理委任状を提出しなければならない。
    - ② 入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

### 6 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和5年2月10日(金)11時00分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 第二会議室

### (2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が 立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応 じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提 出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達し た価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

### (3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定 価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役 が認めた者。

### (4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

### (5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の 相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

### 産業廃棄物収集運搬及び処分委託基本契約書(案)

収入 印紙

排出事業者:	契約担当役	国立研究開発	法人医薬基盤・	建康•栄養研	究所 理事	事長 中村	祐輔	(以下「甲」という。	)と、
収集運搬及び処	分業者:					(以下「	乙」と	いう。)は、	
	11 . 1 . ( )			T	HH.	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		1 den 67 3 (de 61, 3 ee	

甲の事業場から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

### 第 1 条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を 遵守するものとする。

### 第 2 条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知すると共に、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

### ◎収集運搬に関する事業範囲

	7 0 7 7 7 7 1 1 1	
[ 産廃 ]	積む場所	卸す場所
許可都道府県·政令市	大阪府	大阪府
許可の有効期限	添付許可証参照	添付許可証参照
事業の範囲	添付許可証参照	添付許可証参照
許可の条件	添付許可証参照	添付許可証参照
許可番号	第号	第号

### ◎処分に関する事業範囲

0,-,,,,,	* //*/
[ 産廃 ]	中間処理
許可都道府県·政令市	大阪府
許可の有効期限	添付許可証参照
事業の範囲	
許可の条件	
許可番号	第    号

2. (委託する産業廃棄物の発生場所、名称、種類、数量及び単価) 甲が、乙に収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の発生場所、名称、種類、数量及び委託単価は、 次のとおりとする。(但し、数量は概算予定値とする。)

発生	場所	大阪府茨木	大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号								
名	称	国立研究開	国立研究開発法人医薬基盤·健康·栄養研究所								
種	類	廃プラスチック類	金属くず	木くず	紙くず	ガラスくず					
数	量	混合廃棄物	128 m³								
運搬	費用	円	/4t車	予定運搬台	数 4t車/10	6台					
処理	単価	,	∕m³								

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、次の事業場において処分する。

		,				,	* //:	• //•	-, -, -, -, -,					
事	業場	易の	) 名	称										
所		在		地										
事	業	の	区	分		中間処理(選別破砕、減容固化)								
+/	施設の気	. Ап		力	選別破砕施設	破	砕施設	ů.	減容固化施設					
ル也		<u> </u>	生化		/目	/	日(	/日)	/日(廃プラスチック類 t/日. 木くず t/日)					
<i>h</i> П.	処 分	$\mathcal{D}$	方	沚.	選別破砕:		減容	固化:						
X.		0	))	14	破 砕:									

### 4. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。 電子マニフェストを使用する場合は、法第13条の2第1項に規定する情報処理センター(以下、情報 処理センターという。)に、最終処分終了報告を行う。

番号	廃棄物の種 類	最終処分先 の許可番号	事業場の名称	所在地	処分の方法	施設の処理 能力
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						

5. (収集運搬課程における積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

### 第 3 条 (適正処理に必要な情報の提供)

- 1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供 しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供 に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
  - ア 産業廃棄物の発生工程
  - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
  - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
  - エ 混合等により生ずる支障
  - オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示 に関する事項
  - カ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
  - キ その他取り扱いの注意事項
- 2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
  - なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造 工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の 場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
- 3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報提供に関するガイドライン」(平成18年3月)の「容器貼付用ラベル」参照)。
- 4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとする。 電子マニフェストを使用する場合は情報処理センターに必要事項を正確に登録する。 虚偽又は記載洩れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正、 又は登録内容の変更を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量 証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」(昭和48年2月環境庁告示第13 号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産	業	廃	棄	物	0)	種	類		
提	示~	する	時	期	又亿	は回	数		

### 第 4 条 (甲乙の責任範囲)

- 1. 乙の責任範囲は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、 法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2. 乙は甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、または過失によって 甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3. 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

### 第 5 条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、 甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合、はこの限りではない。

### 第 6 条 (義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を 得た場合にはこの限りではない。

### 第 7 条 (委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集運搬業務については、運搬区間に応じてマニフェストB2、B4又はB6票で、処分業務についてはマニフェストD票で、最終処分確認はマニフェストE票で代えることができる。

電子マニフェストを使用する場合は、情報処理センターへの処理終了報告で代えることができる。

### 第 8 条 (業務の一時停止)

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

### 第 9 条 (報酬・消費税・支払い)

- 1. 甲の委託する産業廃棄物の収集運搬及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づいて算出する。
- 2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条2項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
- 3. 甲の委託する産業廃棄物の収集運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が 負担する。
- 4. 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法については別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

### 第 10 条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条2項の場合も同様とする。

### 第 11 条 (機密保持)

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

### 第 12 条 (契約の解除)

- 1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
- 2. ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の処置を講じなければならない。
- (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
  - イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は 免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集運搬及び処分の業務を自ら 実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなけ ればならない。
  - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその 旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処 理の廃棄物の収集運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を 請求することができる。
- (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業 廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した 上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

### 第 13 条 (反社会勢力でないことの確認)

- 1. 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が反社会勢力でないこと、並びに反社会勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。なお、反社会勢力とは、暴力団及び暴力団関係企業等、暴力威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。
- 2. 乙は、前項の規定を乙の再委託先にも順守させる義務を負う。
- 3. 甲及び乙は、前2項に関し、相手方の行う調査に合理的な範囲で協力し、相手方から求められた資料等を提出しなければならない。また、前2項に対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告しなければならない。
- 4. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいづれかに定める事由に該当する場合、相手方に対する何らかの 催告なしに、直ちに本契約を解除することができる。
  - (1) 前項(反社会的勢力でないことの確認)に違反した場合
  - (2) 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害などの行為をした場合
- 5. 甲及び乙は前項により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わないことを確認する。
- 6. 前項により本契約を解除した場合、これにより自らが被った損害の賠償請求を相手方に行うことができる。

### 第 14 条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、 その都度、甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

### 第 15 条 (契約期間)

この契約は、有効期間を令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日 までの期間とする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号 契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

 $\angle$ 

# 仕 様 書

1. 件名 産業廃棄物収集運搬及び処分業務 一式(単価契約)

### 2. 業務の概要

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「研究所」という。)より発生する産業廃棄物を適正に収集・運搬・処理をすることにより、産業廃棄物の適正処理を目的とする。

3. 契約の履行場所

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

4. 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

### 5. 資格

(1) 大阪府知事が発行する有効な産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業の許可証または同等の許可を有していること。

上記にかかる証明として、許可証等の写を提出すること。

- (2) 大阪府廃棄物再生事業者登録証明書又は同等の許可を有していること。
- (3) 環境保全にかかる協定などに参加し、環境対策を実施していること。 (環境保全にかかる協定などの例)
  - 環境 I S O またはエコアクション21を取得していること
  - ・大阪府知事の認定する優良な産業廃棄物処理業者に登録されていること

### 6. 廃棄物の種類及び排出見込量

(1) 産業廃棄物予定数量

排出見込量は128㎡ 但し、排出量を保証するものではない。

(2) 収集運搬予定回数

4 t トラック 1 6 回

### 7. 作業内容

- (1) 研究所より発生する産業廃棄物を許可運搬車両で収集運搬すること。
- (2) 産業廃棄物を収集運搬する日は、研究所から依頼があった日から7日以内とする。
- (3) 廃棄物を収集する都度、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を担当者に提出しなければならない。
- (4) 収集運搬した産業廃棄物並びに産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、関係法令に従い、 適切に処理すること。
- (5) 廃棄物処分にあたり、関係する諸法令並びに監督官庁が定める命令、通達等を厳守する 義務を負うこと。
- (6) 廃棄物保管場所等の衛生と環境の保持に努めると共に、火災等の災害防止に留意するこ

と。

- (7) 職員等に損害を与えた場合は、その損害に対する費用を弁済すると共に、原因を早急に報告すること。
- (8) 仕様書に定められていない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (9) 収集運搬に係る消耗品は、受託者の負担とする。

### 8. その他の条件

(1) 技術支援及び教育、講習支援を充分に実施し得る体制を確立しておくこと。

# 質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 産業廃棄物収集運搬及び処分業務 一式(単価契約)

上記件名の調達に係る質疑事項を下記のとおり提出します。

質	疑	事	項

質疑書については、<u>質疑の有無にかかわらず</u>、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までに メールにてご提出ください。

提出期限:令和5年1月31日(火)17時00分

提出先メールアドレス: 総務部会計課契約第一係 nyusatsu1@ni bi ohn. go. j p

## ご担当者連絡先

件名:産業廃棄物収集運搬及び処分業務 一式(単価契約)

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限: 令和5年1月31日(火)17時00分

提出先メールアドレス:総務部会計課契約第一係 nyusatsu1@ni bi ohn. go. j p

# 競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書(2種類)
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料 会社履歴書等
- 5 大阪府が発行する有効な産業廃棄物収集運搬許可証及び産業廃棄物処分許可証 または同等の有効な許可証の写
- 6 仕様書の5の(2)及び(3)記載の資格を証明する書類の写し
- 7 提出部数 各1部
- 8 提出期限 令和5年2月7日(火)17時00分まで

### 契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

# 誓 約 書

弊社は、「産業廃棄物収集運搬及び処分業務 一式(単価契約)」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

### 契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤·健康·栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

### 誓約書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当すること はありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることと なっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど しているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

### 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

		令和	_年	_月	_日
(住	所)				
(名	称)				
(代表	——— ē者)				<u></u>
					ᄞ

### 契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤·健康·栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

# 入 札 書

円也

件名 産業廃棄物収集運搬及び処分業務 一式(単価契約)

<b>人</b> 内訳		)
産業廃棄物 @	円 × 128m3=	
4 t トラック@	円 × 16 回=	
	<u>合計</u>	
		J

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

<u>金</u>

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

### 入 札 書

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2)及び

(3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

### 【記載要領】

- (1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び 代表者の氏名を記載すること。
- (2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権 限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の場合」 (競争参加者) 住 所 東京都〇〇〇〇〇〇 氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

▋「例2: 契 約 権 限を年間 委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

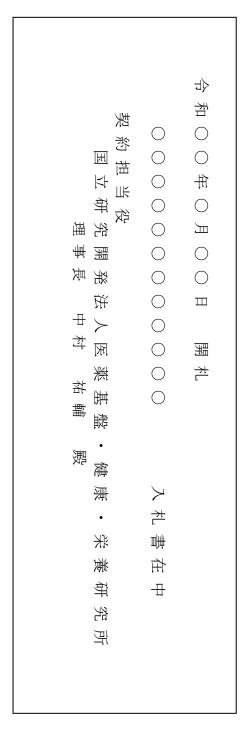
大阪支店長 △△ △△ 印

(3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に 競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人) であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入し て押印すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」		
(競争参加者)		
住 所	大阪市〇〇〇〇〇〇	
氏 名	株式会社□□□□ 大阪支店	
	代表取締役 △△ △△	
代 理 人	00 00 即	
「例2:契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した		
場合」		
(競争参加者)		
住 所	東京都〇〇〇〇〇〇	
氏 名	株式会社 □□□□	
	代表取締役 △△ △△	
復代理人	00 00 即	
i L		

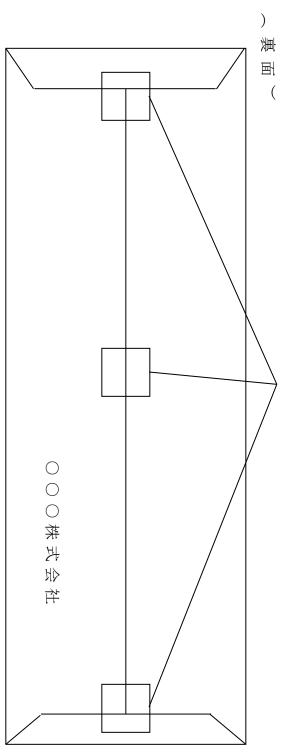
- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、 入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者で あるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する 金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入 札書に添付すること。

<u>\</u> 絙 記載例(入札書のみ入れて下さい (



**※** 田 ₩ ) 法  $\succ$ 0 越  $\Box \triangleright$ Ħ ψ 9 **₩** 称  $\bowtie$ Ħ 框 声 ( R 뺼  $\succ$ र्व Ø 1  $\cap$ 

# 御社代表者印(3ヶ所)



# 入札辞退届

件 名: 産業廃棄物収集運搬及び処分業務 一式(単価契約)

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

入 札 者

住 所

氏名(社名)

# 委 任 状

私は、

を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

### 委任事項

令和5年2月10日開札 件名「産業廃棄物収集運搬及び処分業務 一式 (単価契約)」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたしま す。

代 理 人

氏 名

(II)

令和 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

### 契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

# 年 間 委 任 状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

### 記

- 1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。(契約の変更、解除に関することを含む)
- 2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
- 3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
- 4. 復代理人を選任すること。
- 5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。 【工事契約以外の場合は除く】 (ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。)

令和 年 月 日

### 契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

### 委任者

本社・本店所在地 商号又は名称 代表者職氏名

ED)

### 受任者

支店等所在地 商号又は名称 代表者職氏名

0

件名:産業廃棄物収集運搬及び処分業務 一式(単価契約)

# ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体 (電子文書ファイル)で提出をお願いいたします。

**T567-0085** 

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課契約第一係 提出先メールアドレス nyusatsu1@ni bi ohn. qo. j p

# 期限について

 ご担当者連絡先・質疑書 : 令和5年1月31日(火)17時00分まで 競争参加資格確認関係書類: 令和5年2月7日(火)17時00分まで 入札書 : 令和5年2月9日(木)17時00分まで 開札日の日時 : 令和5年2月10日(金)11時00分

# 入札参加改善に向けたアンケート

案件名	産業廃棄物収集運搬及び処分業務 一式(単価契約)
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様に	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか
お伺いいたします。	□ 1 特に問題はなかった
該当箇所に	□ 2 期間が短かかった
いします。	(具体的な必要期間: )
参加(応募)頂けない	□ 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。
事業者様の理由をお	□ 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、
聞かせください。	判断できなかった。
該当箇所に☑をお願	□ 3 業務内容に一部扱えない業務があった。
いします。	(具体的業務:
	□ 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。
	□ 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。
	(厳しいと考えられた業務実績:
	□ 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。
	□ 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足し
	ている。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。
	□ 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が 短かった。
	  □ 9 その他:自由記載
補足	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
【すべての事業者様・	
自由回答】	
ご意見・ご要望	
【すべての事業者様・	
自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。